

STIO Visa 一体型カード規定

現行	改定後
<p>第 1 条 (適用範囲等)</p> <p>1.STIO VISA 一体型カード (以下「本カード」といいます。)とは、株式会社滋賀銀行 (以下「当行」といいます。) および三菱 UFJ ニコス株式会社 (以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。) が発行するカードで、1 枚のカードで STIO VISA 会員規約 (以下、「会員規約」といいます。) に定めるサービス (以下「クレジットカードサービス」といいます。) と当行のキャッシュカード規定 (以下「カード規定」といいます。) に定めるサービス (以下「キャッシュカードサービス」といいます。) とをご利用できるものをいいます。</p>	<p>第 1 条 (適用範囲等)</p> <p>1.STIO Visa 一体型カード (以下「本カード」といいます。)とは、株式会社滋賀銀行 (以下「当行」といいます。) が発行するカードで、1 枚のカードで STIO Visa 会員規約 (以下、「会員規約」といいます。) に定めるサービス (以下「クレジットカードサービス」といいます。) と当行のキャッシュカード規定 (以下「カード規定」といいます。) に定めるサービス (以下「キャッシュカードサービス」といいます。) とをご利用できるものをいいます。</p>
<p>2.本カードにおいては、クレジットカードサービスは当行またはサービス提供会社および三菱 UFJ ニコスが、キャッシュカードサービスは当行が提供します。利用者はこの STIO VISA 一体型カード規定 (以下「本規定」といいます。) および会員規約ならびにカード規定を承認のうえこのカードを利用していただくものとします。</p>	<p>2.本カードにおいては、クレジットカードサービスは当行<b>またはサービス提供会社</b>が、キャッシュカードサービスは当行が提供します。利用者はこの STIO Visa 一体型カード規定 (以下「本規定」といいます。) および会員規約ならびにカード規定を承認のうえこのカードを利用していただくものとします。</p>
<p>4.本カードのお申込みは、個人の方のみとします。また、お申込みは、当行および三菱 UFJ ニコスからお届出住所宛へ、諸通知の発送や、諸連絡を行うことをご了承いただける方に限らせていただきます。</p>	<p>4.本カードのお申込みは、個人の方のみとします。また、お申込みは、当行からお届出住所宛へ、諸通知の発送や、諸連絡を行うことをご了承いただける方に限らせていただきます。</p>
<p>5.本カードのキャッシュカードサービスにデビットカードサービスが付帯されていますが、利用者が、本カードのデビットカードサービスおよびクレジットカードサービスの両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際にいずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。</p>	<p>5.本カードのキャッシュカードサービスに <b>J-Debit</b> カードサービスが付帯されていますが、利用者が、本カードの <b>J-Debit</b> カードサービスおよびクレジットカードサービスの両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際にいずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。</p>
<p>第 2 条 (カードの貸与・回収について)</p> <p>1.本カードの所有権は当行に帰属します。会員へは、当行および三菱 UFJ ニコスの承認のもとに貸与するものとし、会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを利用・管理するものとします。</p>	<p>第 2 条 (カードの貸与・回収について)</p> <p>1.本カードの所有権は当行に帰属します。会員へは、当行の承認のもとに貸与するものとし、会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを利用・管理するものとします。</p>
<p>3.当行または三菱 UFJ ニコスから本カードの返還請求があった場合は、会員はその請求に従って本カードを返却するものとします。</p>	<p>3.当行から本カードの返還請求があった場合は、会員はその請求に従って本カードを返却するものとします。</p>
<p>第 3 条 (カードの作成および交付)</p> <p>1.本カードは、会員規約に基づき当行および三菱 UFJ ニコスが会員として認めた方 (以下「契約者」といいます。) に交付します。</p> <p>2.当行および三菱 UFJ ニコスは、本カードの作成を第三者に委託することができるものとします。また、本カードの交付についても当行および三菱 UFJ ニコスが指定する委託先からお届出の住所宛へ郵送することができるものとします。</p>	<p>第 3 条 (カードの作成および交付)</p> <p>1.本カードは、会員規約に基づき当行が会員として認めた方 (以下「契約者」といいます。) に交付します。</p> <p>2.当行は、本カードの作成を第三者に委託することができるものとします。また、本カードの交付についても当行が指定する委託先からお届出の住所宛へ郵送することができるものとします。</p>
<p>第 5 条 (有効期限到来時の取扱い)</p> <p>1.本カードの有効期限が到来した場合、当行および三菱 UFJ ニコスが引き続きクレジットカードサービスの利</p>	<p>第 5 条 (有効期限到来時の取扱い)</p> <p>1.本カードの有効期限が到来した場合、当行が引き続きクレジットカードサービスの利用を承認する契約者に</p>

<p>用を承認する契約者に対しては、有効期限を更新した新しいカードを交付します。なお、本カードの交付については、第 3 条に準じるものとします。</p>	<p>対しては、有効期限を更新した新しいカードを交付します。なお、本カードの交付については、第 3 条に準じるものとします</p>
<p>2.前項の場合において、<u>当行および三菱 UFJ ニコス</u>が有効期限の更新を承認しないときは、有効期限到来済みの本カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスは有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは契約者本人の責任において廃棄するものとします。</p>	<p>2.前項の場合において、<u>当行効期限の更新を承認しないときは、有効期限到来済みの本カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスは有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは契約者本人の責任において廃棄するものとします。</u></p>
<p>第 8 条（届出事項の変更について） 2.氏名に変更があった場合およびお取引店を変更する場合、また、クレジットサービスに利用する暗証番号を変更する場合には、カードの再発行が必要となります。</p>	<p>第 8 条（届出事項の変更について） 2.氏名に変更があった場合およびお取引店、<b>支払預金口座</b>を変更する場合、また、クレジットサービスに利用する暗証番号を変更する場合には、カードの再発行が必要となります。</p>
<p>第 11 条（本カードの利用停止） 1.当行および三菱 UFJ ニコスは、契約者が本規定または会員規約もしくはカード規定に違反したときまたは違反するおそれがあると判断したときは、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。また、この場合において当行および三菱 UFJ ニコスは契約者に特に催告することなく本カードが利用可能な自動機や当行および三菱 UFJ ニコスの加盟店を通じて本カードの回収をすることができるものとします。これに伴って、万一損害などが発生したとしても当行および三菱 UFJ ニコスは自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません。</p>	<p>第 11 条（本カードの利用停止） 1.当行は、契約者が本規定または会員規約もしくはカード規定に違反したときまたは違反するおそれがあると判断したときは、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。また、この場合において当行は契約者に特に催告することなく本カードが利用可能な自動機や加盟店を通じて本カードの回収をすることができるものとします。これに伴って、万一損害などが発生したとしても当行は自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません。</p>
<p>2.本カードのクレジットカードサービスの利用について、本カードが契約者ご本人以外の者によって利用されている疑義が生じた場合、またはその他本カードの利用について第三者による不正使用の疑義が生じた場合には、<u>当行および三菱 UFJ ニコスは本カードによるクレジットカードサービスによる取引の安全を確保するため、当該契約者ご本人に係る本カードのクレジットカードサービスの利用を停止することができるものとします。ただし、当行および三菱 UFJ ニコスはサービスの利用停止について、事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。これに伴って、万一損害などが発生したとしても、<u>当行および三菱 UFJ ニコスは、自らの責に帰す事由による場合を除き、一切の責任を負いません。</u></u></p>	<p>2.本カードのクレジットカードサービスの利用について、本カードが契約者ご本人以外の者によって利用されている疑義が生じた場合、またはその他本カードの利用について第三者による不正使用の疑義が生じた場合には、<u>当行は本カードによるクレジットカードサービスによる取引の安全を確保するため、当該契約者ご本人に係る本カードのクレジットカードサービスの利用を停止することができるものとします。ただし、当行はサービスの利用停止について、事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。これに伴って、万一損害などが発生したとしても、当行は、自らの責に帰す事由による場合を除き、一切の責任を負いません。</u></p>
<p>第 14 条（準拠法・規定の適用・合意管轄裁判所） 3.契約者と当行または三菱 UFJ ニコスとの間でクレジットカードサービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、<u>当行の本店所在地または三菱 UFJ ニコスの本社所在地の簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。</u></p>	<p>第 14 条（準拠法・規定の適用・合意管轄裁判所） 3.契約者と当行との間でクレジットカードサービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、<u>当行の本店所在地の本社所在地の簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。</u></p>
<p>(2023 年 3 月 10 日現在)</p>	<p>(2025 年 12 月 9 日現在)</p>